

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人虎ノ門知的財産事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒105-0001 日本国東京都港区虎ノ門2丁目4番1号		発送日 (日.月.年) 25.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 P01933W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/029750	国際出願日 (日.月.年) 08.08.2018	優先日 (日.月.年) 18.08.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H02K1/18(2006.01)i, H02K1/02(2006.01)i, H02K3/46(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ミネベアミツミ株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 12.09.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 津久井 道夫	3V 5781
		電話番号 03-3581-1101 内線 3357	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2009-38947 A (日本電産シバウラ株式会社) 2009.02.19, 段落0021-0035, 図1-3 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2003-47182 A (許俊甫) 2003.02.14, 段落0020, 図5A (ファミリーなし)

文献3 : JP 52-86317 A (株式会社三協精機製作所) 1977.07.18, 第2ページ左上欄第11行-第13行, 図4 (ファミリーなし)

文献4 : JP 2010-200469 A (日産自動車株式会社) 2010.09.09, 段落0049-0051, 図15 (ファミリーなし)

文献5 : JP 2017-93277 A (パナソニックIPマネジメント株式会社) 2017.05.25, 段落0027, 段落0032, 図1-3 (ファミリーなし)

(補充欄へ続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

[A] 請求項 1－2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対し新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献 1－3 より進歩性を有しない。

(1) 請求項 1 について

文献 1 (段落 0021－0035, 図 1－3 を参照) には、以下の発明が記載されている。

「磁性材料の薄帯 (珪素鋼板) が積層して構成され、環状の本体部 (611) から径方向に延在する複数のティース (612) を有するステータコア (61) と、軸方向における前記ステータコアの両側を覆う樹脂製の第 1 インシュレータ (63) および第 2 インシュレータ (64) と、前記第 1 インシュレータおよび前記第 2 インシュレータを介して前記複数のティースの延在部 (612a) にそれぞれ巻回される複数のコイル (62) と、を備えるステータ構造。」

また、文献 2 (段落 0020, 図 5A を参照)、及び、文献 3 (第 2 ページ左上欄第 11 行－第 13 行, 図 4 を参照) に示されるように、コアの両側を覆う樹脂製の第 1 及び第 2 インシュレータにおいて、少なくとも一方のインシュレータに複数のピンが一体的に形成され、前記複数のピンにより前記第 1 及び第 2 インシュレータが結合される構成は、周知である。

文献 1 に記載された発明、及び、文献 2－3 に記載された周知技術は、いずれもコアの両側を覆う樹脂製の第 1 及び第 2 インシュレータに関するものであり、同一の技術分野に属する。

したがって、文献 1 に記載された発明に、文献 2－3 に記載された周知技術を採用し、請求項 1 に係る発明のごとく構成することは、当業者が容易に想到し得るものである。

(2) 請求項 2 について

文献 1 (段落 0029－0030, 図 2－3 を参照) には、複数のティースの延在部が嵌まり込む溝部が、インシュレータに形成されている構成が記載されている。ここで、当該溝部を、第 1 及び第 2 インシュレータ (63, 64) のうち、いずれか一方に形成することは、当業者が容易に想到し得るものである。

また、例えば、ティースの延在部が挿入し易いように、溝部を開口に向かうにしたがい幅が広くなるように構成することは、当業者が適宜なし得る技術事項である。

(補充欄へ続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

〔B〕請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1－4 より進歩性を有しない。

文献 1（段落 0029－0030，図 2－3 を参照）には、一方のインシュレータに、前記溝部の外側から前記溝部に嵌合する嵌合部が形成される構成が記載されている。

ここで、ティースの延在部とインシュレータとを密着させるために、ステータコアの薄帯の側面を、当該嵌合部が当該溝部の外側から嵌合する際に、当該嵌合部から当該溝部を介して押圧する構成とすることは、当業者が適宜なし得る技術事項である。

また、文献 4（段落 0049－0051，図 15 を参照）にも、ティースの延在部とインシュレータとを密着させるために、嵌合部（14b，14c）を溝部（第 1 分割インシュレータ 12 と第 2 分割インシュレータ 13 の他端部）の外側から嵌合する際に、当該嵌合部によって当該溝部を介してティースの延在部の側面を押圧する態様が記載されている。

〔C〕請求項 4－5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1－5 より進歩性を有しない。

（1）請求項 4 について

文献 5（段落 0027，段落 0032，図 1－3 を参照）には、インシュレータ（8）を備えるステータ構造において、薄帯がアモルファス金属材料もしくはナノ結晶軟磁性材料で構成される態様が記載されている。

（2）請求項 5 について

文献 1（図 1 を参照）には、ステータ構造の内側に回転自在な状態で配置されたロータ（16，18）と、を備える、ブラシレスモータ（2）が記載されている。

以上